

領収書

2017年12月05日

西崎翔 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしく願い申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 88,500円 (税込)

納品期日 1営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC14894521	品名：西崎つばさレポート12号 A4 / 両面4色 / コート90 / 40,000部 / 加工1：トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め) 加工2：	1	88,500	88,500
合 計				88,500

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっても、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

西崎つばさ レポート

2017年12月7日発行 編集部：〒152-0002 目黒区目黒本町 6-15-3
TEL 090-1796-5099 FAX 03-4330-1880 MAIL office@n283.com



これからの「民泊」の話をしよう

本格的な寒さが訪れましたが、お元気でお過ごしでしょうか。総選挙の影響で、前号から少し時間が経ってしまいましたが、今回は「民泊」について、目黒区の進むべき方向性を皆さまと考えたいと思います。

■ もうすぐ民泊が解禁へ

2017年3月、厚労省は、民泊仲介サイトに掲載された大都市圏の物件のうち、旅館業法による許可を得ているのは1.8%のみという衝撃的な数字を発表しました。

しかし、住宅宿泊事業法（民泊新法）が2018年6月15日に施行されることが決定し、それ以降は年間180日まで民泊を合法的に運営できるようになります。

政府の目標「訪日客4000万人」には、宿泊先の確保という課題がある一方で、民泊をめぐるのは、現在でもすでに騒音やゴミ出し、衛生や防災、治安などの懸念や、実際のトラブルが発生しています。住民の生活環境は、本当に守られるのでしょうか。

■ 条例による制限

民泊新法18条では、自治体が条例を定めて、民泊を実施できる区域や期間を制限することができるかとされています。現在、各地で検討されている様々な規制案から、主な内容をご紹介します。ただし、国のガイドラインの策定が遅れていることもあり、これらが必ずしも法の趣旨に沿うと判断されるかは、定かではありません。

<区域・期間の制限>

- ・住居専用地域では、平日の営業禁止（北海道、新宿区、世田谷区、文京区※、中野区※）※一部、規制の強弱があります。
- ・住居専用地域では、閑散期である1月と2月のみ営業を認める（京都市）
- ・住居専用地域、工業専用地域では一切不可（大田区）

- ・小中学校の周辺100m以内では、学校休業日以外は営業禁止（北海道）
- ・家主居住（ホームステイ）型は、期間および区域の制限の対象外とする（北海道、京都市）

<その他のルール>

- ・近隣への事前説明（京都市、大田区、新宿区）
- ・事業者が苦情への対応を記録させる（新宿区）
- ・民泊物件を公表（新宿区）

■ 目黒区は、どう向き合うべきか

住居系の地域が8割を占める目黒区において、民泊解禁は少なからぬ影響を及ぼすことが予想されます。対応は内部で検討中となっていますが、2018年3月には届出等の受付が先行して開始されることになっており、時間的な余裕はありません。

個人的には、経済のために生活環境が犠牲になってはならないと思う一方、日本のおもてなし文化や日常生活体験の提供、国際交流のチャンスは確保すべきと考えています（詳しくは裏面に記載）。

なお、昨年度、民泊に対する目黒区への苦情は96件寄せられていますが、民泊開始等に向けた相談も78件となっています。生活環境に直結する問題ですから、区民の声を丁寧に聞いたうえでの政策判断が必要だと思いますが、私が9月議会で意識調査の実施を求めた際には、前向きな回答が頂けませんでした。

そこで、今後の判断材料として、独自の調査を実施しておりますので、結果はあらためてご報告します。並行して、裏面にもアンケート欄を設けましたので、皆さまのご意見を頂ければ幸いです。

皆さまのご意見をお寄せ下さい！ office@n283.com

西崎つばさ プロフィール

34歳、1児の父。円融寺幼稚園、向原小、九中、都立青山高校、東京外語大英語科卒業。目黒雅叙園に勤務後、手塚よしお秘書。その後、蓮舂秘書。2015年4月、目黒区議選初当選（2位・最年少）。文教・子ども委員会所属。

主張 目黒区の民泊について**<西崎つばさの意見>**

- ・住居専用地域において、平日の営業を禁止する。
- ・ただし、ホームステイ型（家主居住型）は制限の対象外とする。

(解説)

閑静な住宅街の広がる目黒区において、不特定多数の宿泊客が訪れる民泊には、一定の制限が必要だと思えます。例えば、すでに国家戦略特区で民泊を認めている大田区では「マンション1棟まるごと民泊」が主流になりつつありますが、環境の異なる目黒区で同様の事例が増えると、様々な問題が発生する懸念があります。一方で、区の観光ビジョンに「まち歩き観光」が掲げられているように、現在もすでに週末には区内各地に多くの来訪者があり、訪日客増加の影響は限定的と見ることもできます。

そこで、区の面積の65%以上を占める住居専用地域において平日の営業を禁止し、普段の生活環境が悪化するのを防ぎながら、週末は観光客を取り込み、区内経済の活性化を図ってはいかがでしょうか。

ただし、家主が滞在しながらゲストを迎え入れるホームステイ型は、現地の生活を体験したい旅行者のニーズを満たし、国際交流もできる本来の民泊の姿です。戸数が限定され、近隣トラブルも発生しづらいと考えられることから、制限を行うべきではなく、むしろ推進しても良いくらいだと思います。

なお、上記はあくまでも現時点での考えですので、意識調査や下記アンケートの結果等を踏まえて、目黒にふさわしい民泊を皆さまと考えてまいります。ぜひ、お声をお寄せください。

募集 民泊についてのご意見をお聞かせください！

送付先： メール office@n283.com / FAX 03-4330-1880 / 郵送 目黒区目黒本町 6-15-3
このほか、SNSでも結構ですし、写メをお送りいただくだけでも構いません！

問1. 民泊について、考えの近いものをお選びください。

- A. とても期待している B. 少し期待している C. どちらでもない D. 少し不安である E. とても不安である

問2. 民泊に対して、目黒区はどのような姿勢で対応すべきだと思いますか。

- A. 積極的に推進する B. 一部制限を加え、推進する C. 強く制限し、推進しない D. 全面的に禁止する

問3. ホームステイ（家主居住）型の民泊を制限することについて、どう思いますか。

- A. 制限するべきでない B. 家主不在型よりも制限を緩くするべき C. 家主不在型と同様に制限するべき

問4. 民泊についてのお考えや、目黒区のルールに望むことなど、ご自由にご記入ください。

（以下は任意です）

お名前

ご住所

お知らせ：政務活動費の使途を公開しています！（2017年上半期分をアップしました）

西崎つばさは、議員活動の透明化のため、政務活動費の使途を区議会サイトよりも迅速かつ拡大して公開しています。領収書等の資料も全て添付していますので、疑問点はご遠慮なくお問い合わせください。 <http://www.n283.com/page-17> →

